

岐阜地方裁判所
民事第1部 合議係 御中

NTT 契約社員に対する不当な雇止めに対し

労働契約上の地位確認を求める

訴えに公正な判断をお願いします。

(株)NTT マーケティングアクトの岐阜営業部の契約社員 6 名は、約 5 年から 12 年にわたり、契約社員として誠実に働き、これまで 3 か月ごとに契約を更新し続けてきました。その仕事ぶりに対しては会社側の評価も高く、ずっと「働き続けてほしい」と言い続けてきたのです。

しかし、2015 年、契約社員に対し「雇用終了同意書兼斡旋希望確認書」なる文書の提出を求めてきました。この文書は提出すれば雇用終了に同意したことになり、提出を拒否したら任期満了ということでやはり雇止めとなるという、いずれにしても雇止めになるというものです。こんなやりかたを許せば、契約社員の雇止めはし放題となってしまいます。そして、今回、提出を拒否した契約社員の方々は、実際、2015 年 9 月、雇止めの通知を受けました。

今回、雇止めの通知を受けた契約社員の方たちは、過去 5 年から 12 年、3 か月ごとの契約を更新し続けてきており、この雇止めは、正規社員の解雇と同様、合理的理由なくして認められるものではありません。

ぜひ、契約社員の方たちの労働契約上の地位確認に公正な判断をお願いいたします。

名 前	住 所

NTT 契約社員雇止め裁判を支援する会

岐阜市徹明通 7-13 岐阜教育会館 402 号 岐阜県労働組合総連合内
電話 058-252-3013 FAX 058-253-4996